

# 経済研究

第41巻 第1号

Jan. 1990

Vol. 41 No. 1

## フランス革命とフランス経済学<sup>1)</sup>

津田 内 匠

1989年はフランス革命200年の記念の年であった。世界の各地で記念の学術集會が開かれ、さまざまな報告がなされた。しかし、なぜかフランス革命と経済学にかんする報告はなかったようである。幸いわが国には、このテーマにかんして、すでに30年前に河野健二氏と故吉田静一氏のそれぞれすぐれた研究がある<sup>2)</sup>。問題は両氏の研究でほぼ尽されていると思うが、この機会に、両氏が言及しなかった、いくつかの事実や著作に触れつつ、革命前からナポレオン時代にいたる産業主義(アンデュストリアリズム、生産力主義と訳すべきか)と産業保護主義、あるいはディリジズムの系譜<sup>3)</sup>について、簡単な見取図を描いてみたいと思う。

### I 革命前、啓蒙としての経済学

チュルゴは啓蒙の経済学の最後の人であった。彼は重農主義が経済学を放棄して、地主国家の政治体系を宣伝し始める前年に、農業のみが生産的ではなく、労働はすべて生産的であると述べて、重農主義を内部から批判した。彼はすでに地主的視点を脱し、ブルジョワ的視点に立って、経済全体を資本と労働の関係で考察することができていた。1776年、チュルゴは大蔵大臣として勅令を発

して賦役労働の廃止やギルドの解散を命じ、勅令の前文で天賦の人権としての労働の自由を宣言した<sup>4)</sup>。これは産業主義の最初の宣言であったといえよう。

その想源はグルネにあった。グルネはイギリスに対抗する政策と原理をジョサイア・チャイルドに求め、自ら仏訳したチャイルドの『新交易論』(1754)<sup>5)</sup>に付した「注解」で、1. 利子のひき下げ、2. 航海条令の実施、3. 公信用の確立、4. 通商評議会の再編強化、5. 自由放任、という強力な保護主義と徹底した自由放任の両面政策を提唱した。1~4の政策はすでにチャイルドにある政策をそれぞれに強化したものである。とくに利子のひき下げについては、これがチャイルドによって提唱された時点で、自然利子率論者のロックによってすでに批判されていることを彼は承知していたはずであるが、にもかかわらずフランスの後進性を脱却させるために、利子のひき下げこそはあえて採るべき「原理中の原理」であると考えていた。航海条令についても同様、彼の提唱はだれからも支持されなかったが、彼にとっては利子ひき下げと不可分のものであった。この両面政策によって、フランスの経済は活性化され、それが公信用の確立を促す。彼はローの信用理論の正しさを確信し

ていた。そしてフランス経済の恒常的な繁栄は植民地交易をふくむ内外の通商を、政府が強力に一元的に指導することによってのみ維持されうる、と彼は考えていた。

自由放任の政策はチャイルドにはむしろ特権会社の要求として僅かにみられるが、これはグルネに独自の最重要政策であり、発言全体の比重からすれば、これこそ彼にとって真に「原理中の原理」と呼ばれるべきものであった。彼はこれによって、労働の自由、ギルドの解散、産業規則の撤廃、独占と特権の排除、自由競争等を激しく要求した。フランスの生産力の増大のために、自由と保護を不可分のものとするグルネの両面政策は革命期の産業主義と産業保護主義の共通の源流ではなかったか。グルネはまた、イギリスに対抗してフランスの産業政策を強力に推進したコルペールを讃え、その復活を求めている。ただし彼は、コルペール主義の名で呼ばれる強力かつ複雑な産業規則を一挙に自由放任におき代えることによって、典型とされるコルペールのディリジズムを、いわば柔らかいディリジズムに転換して、ひき継ぐことをめざしたのである。やがてナポレオン時代のヴィタル・ルーヤやシャブタルの経済政策のなかにグルネが甦るのがみられるであろう。

グルネの「注解」は公表を禁じられたが、多くの人の中で筆写で回覧されていた。チュルゴはグルネの自由放任の側面だけをうけ継ぎ、保護主義については、完全に隠蔽して世に伝えなかったが<sup>6)</sup>、フォルボネ<sup>7)</sup>とプリュマル・ドゥ・ダンジュール<sup>8)</sup>はそれぞれに保護主義と自由放任の政策をひき継ぎ、発展させた。この二人のいとは、ともにグルネにヒュームの奢侈論と二つの貨幣論(とくに連続的影響説)を接合して、前者は国内産業と対外交易を連結して保護主義を、後者は個人の自由な労働と政府の産業奨励を連携させて生産力の増大を求めた。二人はすでに、とくに後者はタッカーの影響もうけて、貨幣と労働の循環を重視する視点を共有していた。

グルネ、フォルボネ、ダンジュール、彼ら三人は54年の時点で、すでに一体として生産力主義とも呼ぶべき政策体系を構成していたが、理論の体系

としては、大いに欠けるところがあった。彼らの経済学は『経済表』の出現とともに色あせて、急に後景に退くことになる。

グルネの経済学を時代おくれの、ばらばらのものと思わせたのは重農主義の純生産物論を中核とする理論体系であったが、皮肉にもグルネの両面政策を再び現実に呼びもどしたのは、重農主義の観念的な国際分業にもとづいて締結されたイーデン条約(1786)であった。フランス側の交渉責任者デュボン・ドゥ・ヌムールはフランスの農産物とイギリスの工業製品の自由通商をフランスに有利な国際分業と誤認して、条約を結んだ。これによってフランスの産業的基盤は潰滅的打撃をうけた。イーデン条約ははまだ産業が保護を必要とするフランスの現実について、かえって全国の商工業者の覚醒を促したのである。

イーデン条約による最大の被害地ノルマンディでは、ルアンの商業会議所の指導者ルクチュ・ドゥ・カントゥリュが産業の保護を訴え、イギリスに対抗するための機械の導入を急いだ。同会議所の主張は、機械の導入に対する奨励金や無利子資金の貸付け、製造工の雇用増大に対する奨励金、イギリス製品に対する関税を基金とする輸出奨励金等、「国民的商業」に対する奨励と保護の要求であったが<sup>9)</sup>、これらはすでにグルネ、フォルボネ、ダンジュールによって表明されていた政策であった。全国三部会に提出されたルアンの貿易業者たちの陳情書には、ルクチュの指導もあっただろうか、自由・平等・国民主権、自由放任、産業奨励、そして航海条令の実施までが要求されていた<sup>10)</sup>。グルネたちの両面政策はもはや、いちいち名を冠せられることもなく、商工業者たちの切実な政治的経済的要求として広く滲透していったのである。

## II 革命の諸過程、総裁政府期への興味

ではグルネたちの両面政策の主張は、革命期にはどのように展開したのだろうか。一般にフランス革命はバスチーユ攻撃からナポレオンのクーデタまでの10年(1789-99)とされるが、ここでは、前半のテルミドール9日のロベスピエール追放までの5年(1789-94)と、その後のほぼ総裁政府期に

相当する5年(1794-99)に分けてみよう。フランス革命がいつ終わったかについては説が分かれるが、同時代人の多く、少なくとも経済や経済学にかかわった者はロベスピエールの追放をもって、革命は終わったと考えていた。革命の混乱の後の総裁政府は無力になったが、彼らにとって、この期間は革命後の社会を、認めうる限りの革命の成果に立って再組織すべき重要な時期であった。この期間に教育制度が整備され、官僚機構も充実して、やがて多くのテクノクラートを輩出するようになる。

革命期前半において、立憲議会はいち早く封建的特権の廃止を決め、人権宣言を採択して、まず個人の一般的自由を確立したあと、91年3月と6月にはアラルド法とル・シャプリエ法をもってギルドを廃止し、営業の自由を保障して経済的自由主義を法的に確立した。一方、対外交易にかんしては、91年3月の関税改革以来、議会はしだいに保護主義の政策を強め、93年3月には対英抗争の愛国主義の高まりのなかでイーデン条約を破棄し、9月には航海条令を可決した。この航海条令は直接貿易の確立(イギリスの海上独占の排除)、国内産業の保護育成、および植民地貿易の確保を使命として可決された<sup>11)</sup>のであるから、吉田氏の指摘のとおり、まさに保護主義の「極点」に立つものであった。グルネや商工業者たちが求めた「国民的産業」のための自由と保護の両面政策はここに実現されたといえるのだが、しかし現実には圧倒的に勝るイギリスの海軍力の前に、この条令はなんらの実効もあげえなかったのである。フランスの海運力を強化する狙いは果せず、逆に海運力を奪われて事実上、植民地を放棄する結果となった。植民地喪失の状況がむしろ「大陸制度」に向わせたといわれるが、この保護政策は完全に失敗であった。対外交易業者と国内産業家の利害も対立した。後でも述べるが、総裁政府期には、この政策の失敗と被害の回復のためにこそ、新しい経済学が必要とされたのである。航海条令の生みの親パレールは後に総裁政府の使命について語ったが、航海条令について積極的に語ることはしなかった<sup>12)</sup>。

93年の段階までに、重農主義は後退しつつあ

ったが、動産所有者に対する土地所有者の政治的優位を主張する議論、つまり地主のみが政治への参加権を有するという主張は依然として根強かった<sup>13)</sup>。これに対してレドレルは動産(資本)所有者と産業的技能(アンデュストリ)の所有者の政治的経済的優位と彼らを中心とする産業主義の社会について語り始めていた。レドレルが、やがてフランスでは最初の経済学教授となるヴァンデルモンドに道を拓いていたのである。

レドレルとヴァンデルモンドについては後で述べるが、彼らの産業主義の展開には、それぞれスミスとジェームズ・ステュアートの経済学の導入が必要であった。前者は、農業と土地所有に偏する重農主義を退け、労働と所有の広範な結合が本来であり有利であることを説くためにスミスが必要であったし、後者は、「人為的欲求」の解放と拡大によって、革命の成果である権利として平等を、より実質的な平等へと接近させるために、ステュアートの経済学を必要としたのである<sup>14)</sup>。その内容にかんしては後で述べるが、ここでは、革命期のフランス産業主義の発端において、スミスとステュアートがそれぞれの歴史的役割をもって深くかかわったことだけを述べておこう。

総裁政府期における産業主義の展開には、もう一つの要因があったと思う。革命の混乱を超えて、あるいは革命の過剰を緩和して、革命の成果を社会に定着させるためには、新たな社会的結合の原理が必要であった。新たなアソシアシオンのあり方が摸索されなければならなかったのである。産業主義は、まさにこの時期に、革命後の調整のための一種のアソシアシオンの経済学として誕生するのである。

アソシアシオンということばは、19世紀のフランスでは広く初期社会主義の組織原理として用いられたが、ここでは、ルソーが『社会契約論』において、たとえば、「国家には契約は一つしかない。結合(アソシアシオン)の契約である」というように用いている、その社会的結合という意味で用いられる。

では総裁政府期にアソシアシオンが再び求められた時、なにが問題であったのだろうか。フラン

ス革命の最初のスローガンは「自由・平等・所有」であった。これは89年の人権宣言のエッセンスを、革命の最初の成果として確認したものであるが、厳密に言えば、この「自由」と「平等」は「所有」をめぐる、矛盾対立するものであった。したがって「平等」はあくまで権利としての平等であって、事実の平等ではない。人権宣言にもそう定義されている。しかし革命の進展とともに、富者は財産権の行使を「自由」と考え、貧者は生存権としての「平等」を要求するようになり、革命のスローガンはむしろ革命の矛盾と対立と緊張を激化させるものとなった。

そこで93年の国王の処刑以後、高まる内外の反革命と干渉戦争のなかで、愛国心に訴えて国民に団結を求めるために「自由・平等・友愛」というスローガンが考案された。「友愛」の意味は必ずしも明らかではないが、「自由」と「平等」の「所有」をめぐる対立を同胞愛によって緩和し、ナショナリズムを鼓吹して、共和国を守り抜くことをめざしたのであろう。

しかしテルミドール9日以後、「友愛」のスローガンは語られなくなった。今日でこそ、「友愛」は「自由・平等」と並んで人類の解放の理念とされるが、それは1848年の第2共和政憲法にはじめて公式の標語として定められて以来のことである。恐怖政治のもとでの「友愛」はかなり奇妙なものであった。人びとは、革命は終わった、社会の再組織が必要だ、と思った。しかし「友愛」に代る社会的結合の原理はなんだろうか。「友愛」は矛盾をあいまいにしたまま、共同体に団結の求心力を与えるものであった。したがって「友愛」は「平等」と結びつきやすく、「平等」に幻想を与えやすかったのである。当時のある識者は「平等はすべての人の心のなかに、感情の如く欲望の如く、あいまいに存在する観念である」と語っている<sup>15)</sup>。平等は「友愛」のもとで権利としても事実としても、あいまいなものとなっていた。革命の出発点に立ちかえって、権利としての平等、事実として避けがたい不平等、これを「友愛」に代る新しい社会的結合の原理によって体系づけなければならなかった。19世紀フランスの社会主義が

「友愛」に代る、あるいは「友愛」を結合力、親和力として発展させた平等主義的アソシアションであるといえるとするれば、産業主義は「自由」と「友愛」を結合させた自由主義的アソシアションといてよいであろう。

### III 経済学の啓蒙、あるいは制度化

もう一度、ルソーの『社会契約論』のアソシアションを顧みる必要があった。パリ大学の哲学教授モグラはルソーの社会的結合の政治的原理を「労働と勤労(アンデュストリ)」による所有という経済的原理におき換え、それによって「各人に労働の成果を保証するためのアソシアションの必要」を感じ、「これを人間的アソシアション」と呼んだ<sup>16)</sup>。彼によれば、ひとはみな、「労働と勤労」によって生きる権利と余剰を持つ権利とを持っており、「平等の感情」に導かれて、ひとの生きる権利を「神聖かつ不滅の権利」として認め、同時にまた「公共の繁栄と個人の安全を願う強い気持」から、余剰は各人の「労働と勤労」に属することを認めるのである。労働する必要が個人の所有権を確立させ、個人の所有権の確立が市民社会の成立を導く。こうして彼はルソーの『社会契約論』を労働と所有の体系におき換え、権利としての平等と事実としての不平等を「市民的結合の二つの基準」として改めて確認する。

彼はたえずルソーに典拠を求める。そしてルソー自身に「所有権は市民社会の真の基礎であり、市民の政治参加の真の保証である」(『政治経済論』)と語らせることによって、ルソーおよびルソー主義者たちの所有権批判を批判する。この手法はレドレルにも共通している。彼はまた「政治経済学と社会道徳学の原理の認識と実践なしには、法全体の統一と安定はありえない」という。といって彼自身が独自の経済学を展開するわけではないが、スミスの分業論から有名なピンの例をあげて、分業の有利さは農工商のいずれの分野においても、大規模経営においてこそありうるとして、富の分割に反対している。

モグラは以上のような議論をすでに91年度の「道徳哲学講義」で行っていた。彼はその講義の

要旨を、96年に、ジャコバン・モンタニヤール派批判を付して、「人間的アソシアション」論として発表したのである。

レドレルはモグラの議論から出発していると思う<sup>17)</sup>。彼はメッツの商工業者を代表する立憲議会議員として議会の中心で活躍したが、ロベスピエールが権力を掌握すると議会を離れて、ジャーナリストとして活躍した。彼の役割はモグラの「人間的結合」論をさらに進めて、「社会組織論」を示すことであった。彼はこの題名の連続講義をリセで93年2~4月に行い、この講義を97年になって、彼自身が編集発行していた『公共経済誌』に発表した<sup>18)</sup>。彼は1800~01年にも『公共経済論』という連続講義を行ったが、これは未完に終り、93年の講義とほぼ同じ基調のものとなった<sup>19)</sup>。

『社会組織論』は、1.所有者とはなにか一国民主権の担い手、2.所有者と非所有者の連帯はあるか、という二つのテーマで構成されている。第1のテーマにかんして、彼はまず重農主義(デュボン)批判と平等主義(マブリ)批判を行う。重農主義に対してはスミスの分業論を用い、広範な分業の展開によって土地そのものの生産力が増大している今日、その成果はすべての労働と資本に属するという。またルソーの『不平等起源論』によって所有権を否定する平等主義者に対しては、ルソーが「所有権は市民の政治参加の真の保証」と述べた『政治経済論』を用いて、彼らの否定論を否定する。問題は市民社会の根本である所有権が土地に限定され、あるいは政治への参加権が制限されていることである。彼は所有者を三種に分ける。人間はまず肉体に技能を持つことから始まり、つぎに動産を持ち、その後土地を持ったのであり、土地の所有権は社会の成立後に確立されたにすぎず、土地所有権は社会に先行するものではない。土地、動産、技能(アンデュストリ)の三所有者は平等であり、すべて国民主権の担い手である。彼の分類によれば、技能の所有者は二つに分かれる。道具や材料を要する技能者とそれらを要しない学者・弁護士等の知的アンデュストリの所有者である。社会の生産にかんしては、動産(資本)の所有者とアンデュストリの所有者が土地所有者に優位

するのである。彼はルソーが『不平等起源論』第二部冒頭の有名な「六行」の最後の部分で、「成果は万人のものであり、土地はだれの者でもない」と私有財産の批判者に言わせることばをひきとって、このルソーの言を文字どおりの意味にとれば、「土地の分配が問題ではなく、土地の共同経営と万人の間でのその成果の分配が問題なのだ」と述べている。彼はここでは、すべての労働と資本を、彼が「1789年の革命の精神」<sup>20)</sup>と考える権利としての平等の資格で十全に社会の生産にかかわらしめ、社会の生産力を高め、すべての者が分配にあづかる平等の機会をふやし、それによって財産の平等は実現しえないまでも、それへ向って接近することはできる、と考えている。これが「1789年の革命の精神」を守ろうとするレドレルの産業主義の出発点であった。

では第二のテーマ、所有者と非所有者の間で所有は連帯できるか。可能である。1.所有者は享受したい欲求をとおして、非所有者の「勤労」(アンデュストリ)の意欲をうけ入れる。2.勤労は貧者の資産であり、富者はそれに支払う義務がある。富と貧困の間に中間者がいる。彼らは一国の調整者としての「徳」を備えている。3.財産の平等ではなく、財産の接近をめざすことは可能である。金融団体の解体、長子相続権の廃止、大衆の前進、営業の自由、賃金の上昇、あらゆる分野での労働力の増大、任官機会の平等など、革命の成果によって、財産は接近する、と彼は信じた。

レドレルのリセでの講義は95年には新設されたばかりの高等師範学校で、ヴァンデルモンドによって引き継がれたといえる。しかし高等師範の講義課目には当初「政治経済学」は入っていなかった。クリュゼ・ラトウシュは急遽、議会で演説して、その必要を説いた<sup>21)</sup>。この演説には、当時の経済学に対する認識が単的に示されている。彼は、フランスの現状をなんら顧慮せず実施された航海条令の失敗と全産業の均衡を失わせたコルベールの失敗をあげ、対外商業、海運、植民地、国内産業の全分野にわたる再検討を要請する。政治経済学は産業のさまざまな分野への利益の均需を監視し、公益の求めるものを各産業に要求する

任務を持つ哨兵であるべきであり、それとして世論のなかに定着すべきである。そして「産業と技術の最良の管理」のあるところに力と独立がある、という。新らしい経済学のある方として、ここには多分にディリジズムの調子が感じられる。

ヴァンデルモンドは数学者であるが、音楽学に通じ、生産技術の改良や新度量衡の制定にもかかわり、またリヨンの商工業の建て直しにもあたる等、多才な人物であった<sup>22)</sup>。彼の経済学上の最大の名誉はフランス初の経済学講義を担当したことだが、彼がジェイムズ・ステュアートをフランスに導入したこともまた重要である。彼は『原理』の仏訳版を出すことを訳者に勧めただけでなく、彼自身、講義で『原理』を最も重く用いている。講義のプランもほぼ『原理』の構成に従って組まれたらしい。彼のプランは、1. 富の本性、形成、分配、価値と価格、農業の政治的原理、以上の諸問題にかかわる公教育、2. 商業と産業の奨励、流行(余論)、独占、ギルド、特権、規則、奨励金、発明、機械、対外商業、貿易バランス、3. 租税、地租、消費税、4. 公信用、流通、利子率、投機、5. 貨幣、通貨、アシニャ券、外国為替、各種銀行、金融操作、国債と公的信用の侵害となっていたが、財政難のため、ほぼ1. のところで、講義は4カ月後に中断されてしまった<sup>23)</sup>。しかも講義は校則に従って座談調で、十分な体系を整えるにはいたっていない。

ヴァンデルモンドの講義の特徴は、革命後のフランス、つまりイギリスに比して後進のフランスであり、またレドレルが責務としたように、革命の成果である「自由と平等」を保持しつつ、権利としての平等だけでなく、事実としての平等へも絶えず接近させなければならぬフランスを、ミスと、とくにステュアートの貨幣的経済学で刺激し、前進させようとするのであった。彼は講義の冒頭から、諸君はすべての人間が農夫であることを望むか、都市を田園に追いやることに賛成か、とステュアートの農工分離やフリーハンズの創出という問題を問いかけ、翻って「人為的欲求」の創出と拡大を最大の政策として提起していく。「財産の平等が達成されない以上、人々の間

に平等を回復すべく残されている最上の方策は、貧者の獲得の熱意と富者の支出の熱意をともに奨励して、彼らを順次、富裕にすることである」というステュアートのことばを引用して、それは「人為的欲求」の拡大によってのみ可能だという。彼はなによりもまず、国民すべての間に、「人為的欲求の好み」を拡げ、それによって、しだいに必需品の安価、低金利、高賃金が実現するという展望を持っていたが、そのためにも彼は政府が積極的に「人為的欲求」を生みだし、女性や子供の雇用機会までもふやし、極端な貧富を排除して不平等の格差を圧縮していくべきだと考えていた。彼は独占は排除したが、生産技術の改良と指導のためにはギルドは必要であると考えていたし、あれほどの混乱を起こしたアシニャ券についても、信用の拡大のために、その必要を説いた。彼は「人為的欲求」の刺激によって実現する生産力の増大と国内商業の豊かさに大いに自信を持っていたせいか、貿易バランスは政府にとって重要関心事であるとしながらも、逆調の場合は保護関税や輸入禁止を必要とするというステュアートの説を参照せよというにとどめ、また植民地についても、植民地に流出する人口以上に本国での雇用が実現すれば、それでよしとするチャイルドの説を紹介し、現実にヨーロッパのどの国でも過剰人口は生じていないとして、対外的保護政策については、それ以上積極的に言及していない。彼は政府の指導を求める点でコルベールの徒であったが、規制を求めるコルベール主義者ではなかった。むしろ個人の自由な経済活動を基本とし、生産力と国内市場の強力な展開に期待して、強権的な保護主義に依存しないという点で、柔らかいディリジズムの徒であったといえよう。

#### IV ナポレオン体制とディリジズム

総裁政府の時代に誕生した産業主義はレドレルからヴァンデルモンドへひき継がれたが、政府の指導という点にかんしては、両者はすでに異なる面を持ち始めていた。レドレルの産業主義は、政府あるいは政治からの独立という点では、やがてセイ、そしてデスチュ・ドゥ・トラシにうけ継が

がれるだろう。一方、ヴァンデルモンドの産業主義は政府の指導性をいっそう強める形で、ナポレオン体制下のヴィタル・ルーに引き継がれていく。

ルーの経歴の詳細については多少不明の部分があるが、彼は革命の盛期にはロベスピエール派であった。テルミドール9日の後、彼は銀行家ラフィットと知り合い、その推薦でフランス銀行の理事となり、ナポレオンに『商法典』の編纂を進言し、これを完成した。

ルーはヴァンデルモンドの経済学講義の影響を最も強く受けた人物であろう<sup>24</sup>。ヴァンデルモンドはこの講座の開設を「革命の注目すべき事件」の一つと呼んだが、ルーもその意義を高く評価している。そして彼自身、詳細な商業教育制度案を作り、その教科書をヴァンデルモンドに倣って『国富論』とステュアートの『原理』と指定している。ルーがヴァンデルモンドから学んだ最も重要なものは政府指導型の産業主義であった。彼はあたかもヴァンデルモンドの中絶した講義のあとをひき継ぐかのように、その著書をいきなり、商業の重要性、貨幣と信用、公債、公立銀行、…と構成していく。彼によれば、農業と製造業が富の源泉をなすが、それらを結合する商業こそ一国の力と富の原動力である。彼以後に続く一連の「商業システム」の始りである。政府はこの「商業システム」に有利な「制度」を設けるべきである。その制度とは「商法典」に結実する信用制度であり、全国銀行組織網であり、また彼が試案として示す政府の予備金制度(政府は予備金を支出して公債の借手としてより、むしろ資金の貸手として財政的に積極的な役割を果たす)である。ここではスミスはもはや分業論の著者ではなく、ステュアートとともに信用論・公債論の著者として援用される。そしてこの「商業システム」を動かす経済の軸となるものは「奢侈」である。ルーは「人為的欲求」という用語こそ用いないが、代わりにヒューム、フォルボネ、ダンジュールから奢侈論を学び、ヴァンデルモンドがすでに引用した「財産の平等が達成されない以上…」という例のステュアートのことばをそのまま掲げて、日常的奢侈品産業の保護育成を、政府が強力に指導することを

求める。ルーは基本的には自由放任主義者であり、労働の自由を尊重し、ギルドの復活を強く警戒している。彼は禁止主義的な保護主義者ではない。だから彼は航海条令を求めない。しかしそれ以上に、彼は国内産業の育成のために、政府の指導を求めるのである。彼は革命が古い規則を廃止したことを評価するが、同時に産業と商業が無制限の自由のまま放置されていること、革命後に新たな不平等が生じていることに不安を感じる。彼は、国内競争における小資本の保護を訴え、イギリス製品に対する関税を「保護障壁」として国内の幼稚産業の育成に向けた必要を説き、コルベールの産業システムを詳しく紹介して、全産業体系の実態把握、新規則の制定、内需と輸出のバランスの調整等にとり組む全国商業会議所と通商国務会議の組織化を求める。要するに彼は政府が外国の競争力を輸入禁止によってではなく、国内産業の完成を指導することによって、「破壊する」ことを求めるのである。彼は総裁政府が無気力、無能であったと激しく非難する。彼はナポレオンの新政府に、このことを強く訴えるために著書を出版したのである。翌1801年、彼は商法典編纂委員会となり、1803年に答申をまとめた<sup>25</sup>。1807年に成立する、この商法典は経済活動の自由を保証しつつ、かつ比較的規制の強いものとなった。ルーの主張の反映だったのだろうか。ルーは革命後のナポレオン時代に、なによりも「シュリの徳とコルベールの天才とチュルゴの啓蒙」を求めた。柔らかいディリジズムの復活である。

ナポレオン体制下のもう一人、フェリエはスミスを解体し、「逆転」させて、ナポレオンの「大陸封鎖」の政策を示唆した<sup>26</sup>。彼はスミスのなかに二人のスミスがいるという。一人は、事実を観察し、富の源泉は労働であること、分業は生産的で、近代社会の原理であること、その分業は資本の増加の結果であり、資本は貨幣でしか形成されえず、維持されえないことを明らかにした「偉大なるスミス」である。もう一人は重農主義者と同じように、自由放任を唱えた「偽りの天才」スミスである。彼は、私益を完全に自由放任とすれば、国民的産業にとって最も有利な資本の使用がえら

れるというが、自由な資本の使用は「死の原理」となる。またスミスは一貫して独占に反対し、それを保証する通商条約にさえ反対したが、航海条令については、その軍事的意義のみを強調した。フランスはいま市民革命を経て、商業的軍事的意義を担いうる航海条令を持った。スミスは我々の経験の前に破れたのだ、とフェリエはいう。この「二人のスミス」という観点の上に、彼の独自の「商業システム」論が築かれるのである。

彼はスミスにならって、労働に根ざす経済をめざす、と同時に彼は貨幣の機能を重視したムロン、デュト、フォルボネを援用しつつ、貨幣は流通と再生産のための重要な手段であり、不可欠の媒介物である、と考える。彼によれば、貨幣は資本であり、富であり労働の創出者である。この労働と貨幣を、対外商業優先の政策によって結びつけるところに、彼のいう「商業システム」が成り立つのである。すなわち、国内商業・製造業は多くの腕に雇用を与えるという意味で、対外商業よりはるかに有利であるが、その国内商業・製造業に資本としての貨幣を供給するには対外商業が不可欠であり、政策としては、これが優先されるべきである。一国の富は唯一、貨幣によって成り立つと考え、再生産とは無関係に外国の貨幣獲得に専念する重商主義政策には全く根拠がない、と彼は考えるのだが、しかしこの政策は事実としては歴史的にきわめて有効であったことを認める。彼はこの労働と貨幣のための内外政策を一体としたものを「商業システム」と呼び、これは国内市場に多くの雇用を創り出すという意味で、労働に根ざす経済システムであると考えている。しかしこの場合、「商業システム」を彼に独自のものとするのは、市民革命によって実現された航海条令を、このシステムの根幹とし、それによってイギリスの商業独占を打ち破ることを最大の課題としていることである。そのためにフェリエは、「商業システム」そのものが、彼にいわせれば、フランスの「公共精神」である軍事精神—「革命の犯罪」からフランスを解放したのも軍事精神であった—に裏づけられて実施されるべきことを強調する。そしてまた彼はイーデン条約以来のイギリス製品に

対する好みをフランスから追放し、なおかつ全ヨーロッパに対して、フランス製品の使用を命ずる必要を説くのである。

これは「大陸制度」を示唆するものであった。翌1706年ナポレオンは「ベルリン勅令」を発して「大陸封鎖」を宣言した。「ヨーロッパ連邦」の構想のもとに、フランス製品のためのヨーロッパ市場統合が強権によって実現されたのである。フェリエはフランスの航海条令の意義と成果を誇張して、これを「大陸制度」に直結し、ナポレオンを市民革命後のコルベールとして世に暗示したのである。後進フランスの経済のあり方を、フェリエほど熱心に「大陸制度」のなかに求めた者はいなかった。ここに彼の「商業システム」の経済学の特徴が端的に示されるのである。彼は著書の版を重ねて(1821)、なおスミスの経済学が普遍的真理としてフランスに適用されるのを拒否し続け、セイが経済学を政治から切り離したことを断固として非難し、「大陸制度」は失敗したが、それが確かにイギリス経済に打撃を与えたことを確信してやまなかったかのである。吉田静一氏は『フランス重商主義論』において、この時代の「一連の保護主義者」たちにフランス版の「固有の重商主義」をみだし、その典型をシャブタルに求め、フェリエや後で述べるガニールについては、政策的には保護主義と国内産業の重視、理論的には貨幣の資本機能および経済発展に対する効用の重視という共通性で一括するにとどまった。フェリエが国内産業を重視したことはすでにみたとおりであるが、彼には自由放任論や産業組織論が欠けているのである。フェリエが「固有の重商主義」に該当するかどうか、私は知らない。私はここでは、ヴィタル・ルーが、いわば柔らかなディリジズムの復活を求めたのに対して、フェリエは国家利益により多く力点をおく、いわば強いディリジズムを求めたこと、そしてルーとフェリエがそれぞれに到達した「商法典」と「大陸制度」はナポレオン体制を構成する二つの重要な側面であったことを述べるにとどまる。

残る紙数は僅かであるので、ごく簡単に付言するが、ガニールは、スミスによる富の源泉として

の労働論とスミスに反対する対外商業優先論とを結びつけて、フェリエと同様に「商業システム」を語る<sup>27)</sup>。ガニールもフェリエもスミスの一部「逆転」転用して、後進フランスのための「商業システム」を構築しなければならなかった。そしてもうステュアートを語らなくなる。彼はスミスが生産的労働と不生産的労働とを区分するのに対して、すべての労働は直接的あるいは間接的に、かつ物質的あるいは道徳的に、社会の生産に向けて「協同」するのであり、労働はすべて生産的であり、不生産的労働は存在しないという。この「協同」する全労働の中心に、彼が「快適さの労働」と呼ぶ日常的奢侈のための労働を据えて、これを全産業力の推進力とし、かつモラルの源泉とする。彼によれば、余剰の上に「快適さの労働」が成り立つのではなく、「快適さの労働」が余剰に先行し、余剰を増大させるのである。この日常的奢侈産業と対外商業との結合によって大衆的富裕を実現するというのが、ガニールのいう「商業システム」である。彼は完全に自由な商業は輸入禁止主義と同様、存在しないといい、また「自由と平等」の原理にもとづかない商業は存在しえないといい、格別に強い保護主義を求めるわけではない。ガニールの「商業システム」は明らかにフェリエのそれに対する批判であり、当時、強権的支配の度を最高度に強めていた「大陸制度」に対する全面否定である。ガニールの「商業システム」は産業保護主義というよりは、むしろ産業主義をめざす柔らかいディリジズムというべきではないか。シャプタルについても、ほぼ同様のことがいえるであろう<sup>28)</sup>。いや確かにシャプタルは保護主義を求めた<sup>29)</sup>。しかし彼はそれを航海条令や大陸制度には直結していない。むしろ前者には批判的で、後者については弁明的である<sup>30)</sup>。「固有の重商主義」を強調して市民革命の前後に断絶を求めるのではなく、コルベール以降のフランス経済に一つの継続を認めるとすれば、むしろグルネやフォルボネやダンジュルの柔らかいディリジズムの復活がみられるとだけ述べておこう。シャプタルについては、稿を改めて論ずべきであろう。

## 注

- 1) 本稿の作成にあたっては、専修大学図書館(ミシェル・ベルンシュタイン文庫)所蔵の数多くの貴重な文献を閲読する機会を与えられた。同図書館のご好意に深く感謝する。なお以下、紙数の制約のため、引用箇所の指示は省略する。
- 2) 桑原武夫編『フランス革命の研究』1959 第4章「経済思想」(河野健二)、第8章「産業保護主義」(吉田静一); 吉田静一『フランス重商主義論』1962。
- 3) 参照。遠藤輝明編『国家と経済、フランス・ディリジズムの研究』東大出版会、1982。
- 4) Turgot, A. R. J. 1727-81 Préambule de l'Edit de suppression des jurandes. 1776. *Oeuvres*, Tom. V, pp. 238-255.
- 5) Child, J. 1630-99 *Traité sur le commerce et les avantages qui résultent de la réduction de l'intérest de l'argent [trad. par Gournay]*. Amsterdam and Berlin, 1754, xii, 483 p.  
[Gournay, J. C. M., Vincent de 1712-59] *Traité sur le commerce de Josiah Child avec les Remarques inédites de Vincent de Gournay. Texte intégral d'après les manuscrits conservés à la Bibliothèque municipale de Saint-Brieuc*, édité par Takumi Tsuda. Tokyo, 1983, xiii, 485. [1] p.
- 6) Turgot, *Eloge de Vincent de Gournay*. 1759. *Oeuvres*. Tom. I, pp. 595-623. 津田訳『チュルゴ経済学著作集』41-60頁。
- 7) [Forbonnais, F. V. D. 1722-1800] *Elémens du commerce*. Leyde, 1754, 2 vol. 参照。津田「フォルボネの保護主義(I)」『経済研究』35巻4号(1984年10月)。
- 8) [Plumard de Dangeul, L. J. 1722-77] *Remarques sur les avantages et les désavantages de la France et de la Gr. Bretagne, par rapport au commerce et aux autres sources de la puissance des Etats*. Traduction de l'Anglois du chevalier John Nickolls. Leyde, 1754, vi, [viii], 408 p. 参照。津田「ブリュマール・ドゥ・ダンジュル『商業とその他の国力の源泉にかんするフランスとグレート・ブリテンの利点と不利点の考察』(1754)」東京経大会誌, 137号(1984年9月)。
- 9) [Le Couteux de Canteleu, J. B 1749-1818] *Observations de la Chambre du commerce de Normandie sur le Traité de commerce entre la France et l'Angleterre*. Rouen, 1788, 117, 73 p. 参照。津田「自由貿易と保護主義の相克—18世紀フランスとイェデン条約をめぐる—」杉山忠平編『自由貿易と保護主義その歴史的展望』法政大出版局, 1985., 27-58 ページ。
- 10) Bouloiseau, M. *Cahiers de doléances du tiers état du baillage de Rouen pour les Etats Généraux de 1789*. 1957-60, 2 vol. Tom. I, pp. 68-72. 河野健二編『資料 フランス革命』1989, 69-74頁(木崎喜代治訳)。
- 11) Barère, B. 1755-1841. *Rapport sur l'acte de navigation, fait au nom du comité de salut public*. [1793], 16 p.

12) Barère, B. De la pensée du gouvernement républicain. [1797], xxix, 178, [i] p.

13) cf. Allix, E. La rivalité entre la propriété foncière et la fortune mobilière sous la Révolution. *Revue d'histoire économique et sociale*, 1913, pp. 297-348.

14) スミスの経済学の導入はレドレルに始まるわけではない。『国富論』の仏訳は革命前にすでに数種の版があり、革命中もルーシェの訳が版を重ねていた。「スミスの弟子」と名のって、ルーシェの訳を非難する書も現われた。Mémoire sur l'impôt, par un disciple de Smith. Paris, 1791. 67 p. この著者は、スミスは富の定義と分業論にすぐれているが、租税論はあいまいだと論評したが、彼自身は格別にスミスの経済学を発展させたわけではない。当時、スミスの富の定義と分業論は重農主義批判のために、しばしば用いられた。その重農主義批判を、レドレルは革命前(1788)から行っていた。そしてロベスピエールの失脚以前に、スミスに依拠して革命後の社会の再組織を模索したのは、おそらくレドレルが最初の人であろう。

ステュアートの『経済学原理』の仏訳, *Recherches des principes de l'économie politique*. Paris, 1789-90. 5 vol. を訳者に勧めたのはヴァンデルモンドであった。彼自身が「講義」で、そう語っている。仏訳版の訳者序文は、『原理』を読むと、眼前に展開する革命がもとも必然的であったことがよくわかる。だから我々は、このような変革に不可分な不都合な事柄をそれほど不安に思うべきではないのだ、と述べている。ヴァンデルモンド自身は講義のなかで、これは読み辛い本だが、政治経済学を深く理解したいと願う者は、くじけずに読むように、と語っている。

同じころ、ジョン・ローの新らしい著作集が出版された。Oeuvres de J. Law. Paris, 1790, [ii], 431 p. その序文でも、「信用は人びとの間の契約の基礎である」とステュアートのことばを引いて、ステュアートの信用論が紹介されている。ヴァンデルモンドの関与をうかがわせる。

15) Principes généraux sur les institutions civiles, politiques et religieuses. s. d., cit. dans le *Journal d'économie publique, de morale et de politique*, An V (1797), Tom. II, p. 212.

16) Maugras, J. B. 1762-1830 Dissertation sur les principes fondamentaux de l'association humaine. An IV (1796). 218 p.

17) cf. Bourgin, G. Roederer, un témoin de la Révolution. *Revue historique*, 1940, pp. 259-270.; James, M., Roederer, Say and the concept of industrie. *History of political economy*, vol. 9 N° 4, 1977, pp. 455-475.; Margerison, K., P. L. Roederer, the industrial capitalist as revolutionary. *Eighteenth-century studies*, vol. 11 No. 4, 1978, pp. 473-488.; Margerison, K., P. L. Roederer: Political thought and practice during the French Revolution. Philadelphia, 1983. [ii], 166 p.

18) Roederer, P. L. 1754-1835 Le droit de propriété est-il inhérent à la nature de l'homme, antérieur

à la société, inaliénable de la part de l'individu, et inviolable pour le corps social? (Fragment du 9<sup>e</sup> discours d'un Cours d'organisation sociale fait au Lycée en le 13 avril 1793), dans le *Journal d'économie publique, de morale et de politique*, An V (1797), Tom. III, pp. 118-133.; De la propriété. Examen de cette question: L'établissement de la propriété dans l'ordre social est-il avantageux à la société? (Fragment du 2<sup>e</sup> discours d'un Cours d'organisation sociale, le 3 février 1793), pp. 212-224, 257-267.

19) Roederer, Mémoires sur quelques points d'économie publique, lus au Lycée, en 1800 et 1801. *Oeuvres*, Tom. VIII, 1859, pp. 41-97.

20) Roederer, L'esprit de la Révolution de 1789. Paris, 1831. viii, 233 p.

21) Creuzé-Latouche, J. A. 1749-1800 Discours sur la nécessité d'ajouter à l'École normale un professeur d'économie politique. An II (1794), 11 p.

22) cf. Hecht, J. Un exemple de multidisciplinarité: Alexandre Vandermonde [1735-1796]. *Population*, juil.-août 1971, pp. 641-676.; Alcouffe, A. Vandermonde, la monnaie et la politique monétaire de la Révolution. *Annales historiques de la Révolution française*. (N° 273), juil.-sept. 1988, pp. 254-264.

23) Vandermonde, A. 1735-96 Economie politique. Séances des Ecoles normales. Leçons. Nouv. éd., An IX (1800), Tom. II, pp. 233-245, 290-302, 447-463.; Tom. III, pp. 145-161, 437-445.; Tom. IV, pp. 168-180, 452-471.; Tom. V, pp. 89-109.; Débats. Nouv. éd., An IX, Tom. I, pp. 303-317, 350-362, 398-410.

24) Roux, V. 1760?-1846 De l'influence du gouvernement sur la prospérité du commerce. Paris, An IX (1800), 484, [iii] p.

25) Projet de Code du commerce, présenté par la commission nommée par le Gouvernement, le 13 germinal An IX, An X (1802), xxxvii, 143 p.

26) Ferrier, F. L. A. 1777-1861 Du gouvernement considéré dans ses rapports avec le commerce. Paris, An XIII (1805), 2 vol.

27) Ganilh, C. 1758-1836 Des systèmes d'économie politique, de leurs inconvénients, de leurs avantages, et de la doctrine la plus favorable aux progrès de la richesse des nations. Paris, 1809, 2 vol.

28) cf. Maurin, Y. La science appliquée: les principes de l'économie politique, dans *Chaptal*, sous la dir. de M. Péronnet. Paris, 1988, xii, 336 p.

29) Chaptal de Chanteloup, J. A. C. 1756-1832 De l'industrie française. Paris, 1819, 2 vol.

30) C\*\*\*, le comte de (Chaptal) Quelques réflexions sur l'industrie française en général, à l'occasion de l'exposition des produits de l'industrie française en 1819. Paris, 1819, xx, 84 p.

(一橋大学経済研究所)